

千葉県職労情報 第435号

2007年12月19日(水) 千葉県職員労働組合
TEL 043-223-4608 FAX 043-224-5475
Eメール: honbu@chibakensyoku.jp
ホームページ URL <http://www.chibakensyoku.jp/>

一人で悩んでい
ないで、県職労に
相談してください

平成19年12月定例県議会

地域手当全県一律支給を求める意見書 を全会派一致で可決される

12月県議会で地域手当全県一律支給を求める意見書が地公労(千葉県教職員組合)より提出されました。この意見書は、12月14日議会最終日、全会派賛成で採択され、全県一律支給を求める私たちの運動に大きな影響を与える意見書の採択です。今後、人事委員会、県当局への運動を強めて悲願の地域手当全県一律を勝ち取りましょう。

(途中省略)

平成17年12月、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。調整手当にかわって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を6%・5%・4%・3%支給地域に四分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動や教職員採用への影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。

近県においては、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、静岡県、山梨県等は県内一律支給となっている。

また、新規教職員の採用という視点からも、地域手当の格差支給は望ましいことではない。近年、本県においても、すぐれた教職員をいかに確保するかが求められている。地域手当に格差があることにより、すぐれた人材を確保するうえで影響を及ぼすことが懸念される。

よって、県においては、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望する。

以上、意見書を提出する。

【提出先】千葉県知事 千葉県人事委員会委員長